

ハモ必要全然アヘンアサド。利口アホア暴君ア申首當阿幹の外  
群衆大物會主ア社貿アア細體ア耳。誰アノ豈ア暴君ア聯會ア難體アト  
轟轟アトアスア本アヘン。並且恐アノ細體阿幹例ア倒ア如藝團員ア拂  
圓網藝團員の拂難アトアも拂ア六期の就ア新規ア沐浴アヒテ體  
封號團各團體對聯會底氣ア用費アモアア成ハシ無能アモアア成ハシ

半麻糸聲春十三聯會文ア島津ア林ア御正副團長阿幹ア

山

モ社モ藝團體社モ阿幹ア聚米セ。

音成ア次第ア要ア一見ア歸名又其ア明ア勧請アモ賛成アモ  
乞公驗アモ乞アモ讀書案ア一言ニ代ア甲ア勝利ア歸國アモ不アモ日滿  
國聯合並進ア捕拘アる端者拂ア離難アノ月ニ所五日營團著ア聯會獨  
創者ア拂難ア父祖アモアモア東洋セアの拂難ア珠名ア拂難アモア

本聯會アノ圓網藝團體聯會阿幹アトア本門海事ア氣ア半實生者

大難

案

が日本の労働者の現状に於ては、團結権確保の問題は何ものよりも  
重要にして且つ何ものよりも先に解決せねばならぬ問題であるが故  
に茲に本決議案を提出する所以である。

從來日本政府は國際労働總會及び其の他の國際的會合に於て常に  
日本労働者に團結の自由を與へ決して之れに對し壓迫干渉を加へた  
ことなきは勿論、將來進んで労働組合を法制的に公認すべき準備  
を怠らずと聲明しつゝあるが吾人は一つとして此の聲明の實現せら  
れし事實を認める事が出來ない。否却つて治安警察法の如き労働者  
の團結を阻止すべき惡法を撤廢せざるのみならず、加ふるに先年過  
激社會運動取締法」なるものを立案し、以つて労働者の社會運動を  
斷壓せんとしたが、輿論の猛烈なる反対に遭ひ是れを撤回するの止  
むなきに至つたといふ事實もある。之れ日本政府の労働政策の如何  
に苛酷にして横暴なるかを有力に證明するものでなくて何であらう。  
今試に右の治安警察法により労働運動者の處罰されたる數を擧げ